

2018.09.03

PL レポート(製品安全) < 2018 No.6 >

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

国土交通省が「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を策定 (2018年7月13日 国土交通省)

国土交通省は、7月13日、機械式駐車設備の安全性を確保する観点から、「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」(以下、「本指針」という)を策定しました。

ビルオーナーや管理組合などが機械式駐車設備を管理する上で、以下の事項が課題となっていました。

- ・ 適切な知識や技術力を持った保守点検業者の選定
- ・ 保守点検の業務内容や責任範囲の契約上での明確化
- ・ 不具合情報等の把握と、確実に保守点検業者へ引き継ぐための仕組み

上記課題を踏まえ、本指針では、機械式駐車設備について駐車場法施行令に定める技術的基準に適合した維持管理を実現するために、以下の事項が示されました。

- ・ 機械式駐車設備の適切な維持管理のために管理者がなすべき事項
- ・ 保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項
- ・ 保守点検契約に盛り込むべき事項

あわせて、管理者が保守点検事業者の機械式駐車設備に関する知識・技術力等を評価するための「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」や、適切な維持管理を実現するために契約書に盛り込むべき事項を定めた「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」も付属資料として示されました。

特に、「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」においては、保守点検の知識・技術力を問う項目の他に、労働安全衛生管理状況や品質保証体制を問う項目があり、当該事業者が、本チェックリストの各項目を充足している状態であることを示すためには、相応の体制と準備が必要になります。

今後、ビルオーナーや管理組合が、保守点検事業者に対して、本指針で定める事項を踏まえた対応を求めることが予想されます。保守点検事業者としては、本指針に対応した適切な保守点検が可能な体制であるかを、改めて見直す機会として活用することが望まれます。

出所：本プレスリリース

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000043.html

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

CPSC が効果的なリコール実施のための改善施策検討のために市場からの情報提供を依頼 (2018年7月16日 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会、以下「同委員会」) は、7月16日、同委員会が現在進めている効果的なリコール実施のための改善施策検討の参考として、以下の4項目について市場の利害関係者に対して情報提供を呼びかけました。

- ・ リコール対象者が特定できている場合に、これら対象者に直接リコール情報を伝える方法
- ・ 販売した製品の顧客登録の方法
- ・ リコール対象者は特定できていないが、リコール製品を使用する消費者の特性が限定できる場合、これらの特性を持つ集団(グループ)に向けてリコール情報を発信する方法について、採用している手法、回収効果、実施の上での問題点、同委員会に期待する施策や支援等に関する情報や意見
- ・ 上記3点に関する興味や懸念についての意見

昨年の7月25日に同委員会とリコールの利害関係者(製造事業者、流通事業者、法律事務所、消費者団体、リコール請負業者、コンサルタント及び試験機関等79団体)による「効果的なリコール実施に関するワークショップ(Recall Effectiveness Workshop)」が開催されました。同ワークショップでは、「効果的なリコール」、「ハザードの伝達」、「消費者の意識と行動」、「効果的なリコール実施のための最新技術の利用」の4分野について議論され、リコール対象者に直接リコール情報を伝達することによる効果的なリコールの実現に向けて、引き続き関係者が協力していくことが合意されました。今回のパブリックコメントの募集は、この合意を反映したものです。なお、情報受付の締め切りは9月5日とされていますが、結果の公表等に関しては明らかにされていません。

リコールの進捗率向上には「製品のトレーサビリティ確保と対象者の特定による、対象者への直接の情報伝達が最も重要」とするワークショップの結論は、特に目新しいものではありません。しかし、IoT等の技術の急速な進歩により、それを実現する手段が新たに増えてきている中で、今回の取組みにおいて好事例が収集される可能性があり、注目に値します。事業者としては、公表されている質問表の内容や、ワークショップの資料等を参考に、時代の変化と技術の進歩に合わせたリコール体制を整備しておく必要があるといえるでしょう。

出所：本プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2018/CPSC-Announces-Public-Request-for-Information-to-Improve-Recall-Effectiveness>

質問内容を含むパブリックコメント募集の詳細

<https://www.regulations.gov/document?D=CPSC-2017-0027-0002>

英国製品安全・基準局が製品安全行政についての戦略を発表
(2018年8月10日 英国製品安全・基準局)

英国製品安全・基準局 (Office for Product Safety and Standards) は8月10日、製品安全行政に関わる2020年までの戦略 (Strengthening National Capacity for Product Safety 2018-2020) を発表しました。

英国製品安全・基準局は、2018年1月に、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department of Business Energy and Industrial Strategy) の傘下に新たに設立された部局であり、輸入の拡大やオンラインショッピングの広がりや製品の技術革新の加速などによって変化する製品安全への対応を目的とし、消費者に直接関わる重要リスクの特定や大規模リコールへの対応等、消費者保護の強化を行うとしています。

今回公開された戦略は、英国の製品安全行政の強化を図ろうとするものであり、情報分析、情報提供、態勢強化、仕組み構築の四つを目標として掲げています。四つの目標はそれぞれが相互に補強し合うとして35項目のアクションプランを示しており、主なものとして以下を挙げています。

- ・ 大規模リコールへの対応や製品事故・不具合情報を踏まえた対応について管理する全国規模の組織を新しく設立する
- ・ 消費者に対しリコール対象製品に関する正確な情報提供を行うことを可能とする新しいウェブサイトを構築する
- ・ 港や国境等、水際での管理を担っている自治体の支援を強化し、自国に入ってくる製品の安全性を担保する
- ・ 製造事業者と緊密に協調し、製品開発の初期段階から、安全規制への準拠が担保されることを確実にする
- ・ 製品安全に関わるツールやガイダンスを新たに作成し、地方行政組織における製品安全リスクの分析能力を強化し、事故の未然防止を図る

他にも、リコールや安全情報を消費者に対してより効率的に伝達する方法について行動科学を応用して検討することや、重要な安全事項に関して消費者への周知を図るキャンペーンを支援すること等が掲げられています。また、同時に発表された実施計画書 (Delivery Plan 2018-2019) では、多くのアクションプランについて、2019年3月までの完了を目標としています。

今回の発表そのものについては、特筆すべき新しい内容は含まれてはませんが、英国のEU離脱を見据え、欧州各国の当局との連携が欠かせない製品安全確保について、その影響を最小限に留め、消費者保護を実現していくことが念頭におかれているものと思われます。

EU各国の製品安全当局との関係や、製品安全行政の強化と産業の育成との両立等、幅広い対応が必要となる状況の中で、英国市場でビジネスを展開している事業者は、今回の戦略やアクションプランが今後具体的にどのように進展していくか、注視していくことが望まれます。

出所：本プレスリリース

<https://www.gov.uk/government/news/national-product-safety-strategy-now-published>

MS & ADインターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

. 製造物責任防備(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(簡易型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2018